

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項（同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項第一号中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

## 理由

特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるカドミウム及びその化合物に係る排水基準を強化する必要があるからである。